

昭和四年四月十五日第三種郵便認物可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、そ
の翌日が休日に當
る)

鳥取県告示第四百二十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長石田登から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

目次

- ▽告示 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 争議行為の実施
- 土地改良事業の工事の完了
- 国有財産の用途廃止（五件）

鳥取県告示第四百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 鴻 三

あらゆる形の争議行為を実施する。

四 概要

医療法人同愛会博愛病院に勤務する組合員の所属する全職場（米子市）

三 場所

昭和五十年五月十三日からこの事件が解決する日まで

二 日時

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 退職金増額の要求に関する件
- (三) 昇格基準改訂の要求に関する件

一 事件

三

登録の記号及び番号	氏名	登録年月日
鳥国医第一、九四六号	島袋隆志	昭和五十年四月七日
" 第一、九四九号	山崎迪代	十五日

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第一項の規定に基づき、米子市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
車尾地区農業用用排水事業	昭和五十年三月二十八日
和田地区農道舗装事業	昭和五十年三月二十九日
富益地区農道舗装事業	昭和五十年三月二十四日

鳥取県告示第四百三十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止した。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積)	用途
鳥取県知事	平 林 鴻 三	(面積)	用途
鳥取県知事	平 林 鴻 三	(面積)	用途
鳥取県知事	平 林 鴻 三	(面積)	用途

鳥取県告示第四百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止した。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面積)	用途
米子市福万字石中ノ一四七九番四地先から同市福万字石中ノ一四八〇番四地先まで	一五七・五二	道路敷	用途
米子市福万字石中ノ一四八一番一地先から同市福万字石中ノ一四八四番二地先まで	八四・六七	道路敷	用途
鳥取市吉成字福場一四四番一地先	二四・五九	道路敷	用途

鳥取県告示第四百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止し

鳥取県告示第四百三十四号

た。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平林鴻三

場所	(面積)	用途
八頭郡郡家町大字久能寺字御建山六九一内一番地先 まから同町大字久能寺字御建山六九二内一番地先	六四・九四	水路敷
八頭郡郡家町大字久能寺字御建山六九二内三地先	一〇〇・五二	道路敷
八頭郡郡家町大字久能寺字御建山六九一内二番地 先まで	四八・八一	道路敷

場所	(面積)	用途
八頭郡郡家町大字久能寺字御建山六九一内一番地 先まで	七九・七八	道路敷
八頭郡郡家町大字久能寺字御建山六九一内三番地 先まで		

鳥取県告示第四百三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年五月九日から用途廃止した。

昭和五十年五月九日

鳥取県知事 平林鴻三

場所	(面積)	用途
東伯郡閏金町大字大島居字地堂一九八番一六地先 から同町大字大島居字地堂一九八番五地先まで	七九・四六	水路敷